

議案第34号

松戸市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和4年8月31日提出

松戸市長 本郷谷 健次

提案理由

長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の改正に伴い、建築物の認定等に
係る申請手数料等を整備するため。

松戸市手数料条例の一部を改正する条例

松戸市手数料条例（昭和27年松戸市条例第3号）の一部を次のように改正する。
次の表中下線の表示部分（以下改正前欄）にあつては「改正前部分」と、改正後欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分の文言を削る。
- (3) 改正後欄に「（削除）」と存在するときは、それに応する改正前部分の目次、章、条、項、号等の全てを削る。
- (4) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 前		改 正 後	
別表第4（第2条関係）		別表第4（第2条関係）	
1～4（略）		1～4（略）	
5 建築許可等申請手数料		5 建築許可等申請手数料	
事務の種類	手数料の名称	金額	金額
(略)		(略)	
29 法第85条第5項の規定による仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査		29 法第85条第6項の規定による仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査	(略)
29の2 法第85条第6項の規定による仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査		29の2 法第85条第7項の規定による仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査	(略)
(略)		(略)	
38の6 法第87条の3第5項の規定による用途を変更して一時的に使用する建築物の許可の申請に対する審査		38の6 法第87条の3第6項の規定による用途を変更して一時的に使用する建築物の許可の申請に対する審査	(略)
38の7 法第87条の3第6項	(略)	38の7 法第87条の3第7項	(略)

の規定による用途を変更して一時的に使用する建築物の許可の申請に対する審査

(略)

6・7 (略)

8 長期優良住宅建築等計画の認定等申請手数料

(1) 長期優良住宅建築等計画の認定

事務の種類	区分	金額
長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第5項までの規定による認定の申請に対する審査	共同住宅等	ア 確認書等を添付して申請した場合
増築	(略)	
又は改築	(略)	
1戸建ての住宅	1戸	11,800円
共同住宅等	5戸以内のもの	65,700円
改築の申請に対する審査	300戸を超えるもの	382,200円
増築	(略)	
又は改築	(略)	
1戸建ての住宅	1戸	11,800円
共同住宅等	5戸以内のもの	65,700円
改築の申請に対する審査	300戸を超えるもの	382,200円

の規定による用途を変更して一時的に使用する建築物の許可の申請に対する審査

(略)

6・7 (略)

8 長期優良住宅建築等計画の認定等申請手数料

(1) 長期優良住宅建築等計画の認定

事務の種類	区分	金額
長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第5項までの規定による認定の申請に対する審査	共同住宅等	ア 確認書等を添付して申請した場合
増築	(略)	
又は改築	(略)	
1戸建ての住宅	1戸	11,800円
共同住宅等	5戸以内のもの	65,700円
改築の申請に対する審査	300戸を超えるもの	382,200円
増築	(略)	
又は改築	(略)	
1戸建ての住宅	1戸	11,800円
共同住宅等	5戸以内のもの	65,700円
改築の申請に対する審査	300戸を超えるもの	382,200円

50戸を超えるもの	1棟につき 167,800円	1棟につき 1,501,200円		
100戸を超えるもの	1棟につき 280,200円	1棟につき 2,777,400円		
200戸を超えるもの	1棟につき 348,900円	1棟につき 3,968,300円		
300戸を超えるもの	1棟につき 382,800円	1棟につき 4,861,100円		
長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第5項までの規定による認定の申請に対する審査の項目に掲げる区分に応じ、それぞれ同項金額の欄に定める額に100分の50を乗じて得た額	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第7項までの規定による認定の申請に対する審査の項目に掲げる区分に応じ、それぞれ同項金額の欄に定める額に100分の50を乗じて得た額	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第7項までの規定による認定の申請に対する審査の項目に掲げる区分に応じ、それぞれ同項金額の欄に定める額に100分の50を乗じて得た額	(略)	(略)
備考	(1) (略) (2) 共同住宅等において一部の戸数について長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第7項までの規定による認定の申請をする場合においても、当該共同住宅等の1棟の戸数の合計に応じ、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第7項までの規定による認定の申請に対する審査の項目に掲げる額を適用する。 (3) 「確認書等」とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が、認定を求める長期優良住宅建築等計画が長期優良住宅	(1) (略) (2) 共同住宅等において一部の戸数について長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第7項までの規定による認定の申請をする場合においても、当該共同住宅等の1棟の戸数の合計に応じ、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第7項までの規定による認定の申請に対する審査の項目に掲げる額を適用する。 (3) 「確認書等」とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が、認定を求める長期優良住宅建築等計画が長期優良住宅		

の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号の基準に適合すると確認して、同法第5条第1項から第5項までの規定による認定の申請の前に申請者に交付した書面をいう。

(2) (略)

9~11 (略)

の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号の基準に適合すると確認して、同法第5条第1項から第7項までの規定による認定の申請の前に申請者に交付した書面をいう。

(2) (略)

9~11 (略)

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。ただし、別表第4第5項の表の改正規定は、公布の日から施行する。